

阿南市公共工事標準請負契約約款に関する規則第 25 条第 5 項の運用について

最近の鋼材類及び燃料油が高騰している状況をかんがみ、阿南市発注の工事に関して、阿南市公共工事標準請負契約約款に関する規則第 25 条第 5 項(単品スライド)の運用について、当分の間、次のとおり運用することとしたのでお知らせします。

- 1 対象とする資材
「鋼材類」「燃料油」に分類される各材料（H形鋼，異形棒鋼，軽油など）
（鋼材類，燃料油のそれぞれの変動額が対象工事費の1%を超えた場合に，その品目が対象）
- 2 請負代金額の変更の考え方
対象とする資材の価格上昇に伴う増額分のうち，受注者からの請負代金額の変更請求に基づき，対象工事費の1%を超える額を発注者が負担（ただし，既に部分払いの対象となった出来形部分については単品スライド条項の適用対象外）
- 3 スライド条項の適用手続き
実際に購入した対象材料の価格，購入先，搬入・購入の時期を証明する書類を提出
- 4 スライド額の計算で用いる単価
現場に搬入（購入）された月の実勢価格
- 5 スライド額の計算で用いる対象数量
設計図書に記載された数量
- 6 スライド額の計算
[搬入（購入）月の実勢価格 - 設計時点の単価] × 対象数量 × 落札率 - 請負代金額の1%相当額
（実際に購入した代金額が実勢価格で算定した額よりも低い場合は，実際の購入代金額を用いて計算する）
- 7 適用日
平成20年7月18日
- 8 問い合わせ先
阿南市企画総務部管財課 0884-22-3804